

第4回保管船舶処理委員会

- 1 目的 保管船舶の処理に関する審議（築地川適正化関連船舶・2回目）
- 2 議事 買受人のつかない保管継続中船舶の「廃棄」の可否
- 3 根拠法令 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例第12条第7項において準用する第4項
「船舶を廃棄しようとするときは、（略）保管船舶処理委員会の意見を聴かなければならない。」
- 4 委員構成 平成25年12月1日付で委嘱した委員（第3回委員会と同）。任期2年。
- 5 委員会 委員の過半数の出席で開会。議事は出席議員の過半数で決する。

